

第十五号議案

江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江戸川区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年十月江戸川区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表（第二条関係）

区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 二四三、五〇〇円
選挙管理委員会委員長	月額 二九六、〇〇〇円
同 委員	月額 二四一、〇〇〇円
同 補充員	日額 九、七〇〇円
農業委員会会長	月額 五七、六〇〇円
同 委員	月額 三一、六〇〇円

付 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(説明)

特別区の平均との較差を踏まえ、教育委員会委員、選挙管理委員会委員長、同委員及び同補充員並びに農業委員会会長及び同委員の報酬の額を改定する必要があるので、本案を提出いたします。